国道119号線(日光街道)桜並木敷沿道の屋外広告物規制について

規制の背景

国際観光都市日光に通じる日光街道は、江戸時代初期に将軍や諸大名の参詣路として整備された。本地区の桜並木は、今もなお歴史的な面影を残している杉並木へアプローチする区間で、日光街道の良好な景観又は風致を維持していくため、戦後まもなく地元住民の手によって植樹し再整備されたものである。

しかしながら、そのような優れた道路景観を有しているにもかかわらず、屋外広告物の無秩序な設置が後を絶たず、良好な景観を損ねていた。

規制の概要

(1) 規制区間

国道 119 号線(日光街道)のうち、桜並木を形成している区間約 13 k m (一般国道 119 号のうち、県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町町 地内日光市境に達するまでの道路)

(2) 規制内容

設置にあたっては、自己の営業所が国道から相当の距離がある場合又は並木の後方で見えにくく営業所の所在を表示することが事業遂行上不可欠と認める場合で、かつ、次の規格にあった広告物に限り許可する。

項目	規格	備考
面積	1 面につき 0.5 ㎡以内で背中合わせの 2 面可能。	0.0
高さ	2 m以内(共架の場合は3 m以内)	0.8m →
その他	材質:木	0.6m
	色彩:焼き板地	
	照明装置:白色の間接照明	
	(発光塗料、点滅装置、電光飾は不可)	

(3) 規制の経過

昭和 61 年 12 月	国道 119 号道路景観整備計画調査	
昭和 62 年 1 月	県屋外広告物審議会 諮問	
昭和 62 年 2 月	答申	
	(施行規制改正による当該区間の屋外広告物規制基準の強化)	
昭和 62 年 3 月	広告物設置者への周知、屋外広告業者への周知	
昭和62年4月~	違反指導	
平成8年4月~	宇都宮市の中核市に伴い、本地区の規制を宇都宮市に移管	